

## 第88期 定時株主総会

## 招集ご通知

## 開催日時

令和3年6月24日(木曜日)  
午前10時

## 開催場所

梅田センタービル31階 ホワイトホール  
大阪市北区中崎西二丁目4番12号

会場を前年会場から上記会場に変更しておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第7号議案 取締役賞与支給の件

## 目次

第88期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	29
連結計算書類	47
計算書類	57
監査報告書	66



(証券コード4097)  
令和3年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
**高压ガス工業株式会社**  
取締役社長 澁谷 信雄

## 第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府等から外出自粛が強く要請されております。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面により議決権の行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、令和3年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 令和3年6月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル31階 ホワイトホール

※ 1. 会場を前年会場から上記会場に変更しておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

※ 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、当社ウェブサイト (<https://www.koatsugas.co.jp/>) にてご案内いたしますので、株主総会にご出席を予定されている株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項  
報告事項

1. 第88期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第88期連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第7号議案 取締役賞与支給の件

以上

- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.koatsugas.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### <新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について>

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、役員及び運営スタッフのマスク着用及び会場入口での検温、アルコール消毒液の設置などの措置を講じさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声掛けする場合やご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

議事進行につきましては、時間を短縮して行なう予定です。

今後の状況により、株主の皆様を第一に考え、本株主総会の運営を変更する場合がございます。運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.koatsugas.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご出席の際はご確認ください。

# 株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施するという基本方針に基づき、当期の経営成績、財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

(中間配当金と合わせて1株につき年間合計16円)

総額 441,634,496円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社はこれまで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいりました。今般、取締役会の監督機能の強化及び経営に関する意思決定の迅速化・効率化を一層推し進めるために、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。

これに伴ない、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定を削るとともに、業務の執行と監督の分離を推し進め、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定の新設等、その他所要の変更を行なうものであります。

- (2) 不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても、株主総会決議によることなく、機動的に剰余金の配当等を行なうことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により剰余金の配当等を行なうことができるよう、規定を新設するとともに重複する規定を削る等、所要の変更を行なうものであります。
- (3) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行なうものであります。
- (4) 上記変更に伴ない、条数の変更及び定款全体の整備等、所要の変更を行なうものであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～8 (条文省略) 9 道路貨物運送業  (新設) 10 前各号に付帯又は関連する事業	第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～8 (現行どおり) 9 <u>道路貨物運送業及び貨物利用運送業ならびに 倉庫業</u> 10 <u>古物営業法に基づく古物商</u> 11 前各号に付帯または関連する事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削る) 3 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 (自己の株式の取得)  <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (単元未満株主の権利の制限)          当社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。          1～3          (条文省略)          4 第10条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第12条          (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条          (条文省略)</p> <p>第15条 (招集権者及び議長)  <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>          (新設)</p> <p>(後段から移設)</p>	<p>(削る)</p> <p>第8条 (単元未満株主の権利の制限)          当社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。          1～3          (現行どおり)          4 第9条に定める請求をする権利</p> <p>第9条～第11条          (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条          (現行どおり)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長)  <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>          (後段を第3項に移設)</p> <p>2 <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、取締役会において予め定めた者が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び監査役</p> <p>第20条 (取締役及び監査役の員数) 当社の取締役は15名以内、監査役は5名以内とする。 (新設)</p> <p>第21条 (取締役及び監査役の選任) (新設)</p> <p>取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(第29条から移設)</p>	<p>(削る)</p> <p>第22条 (取締役会の権限)  取締役会は法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p>
<p>第24条  (条文省略)</p>	<p>第23条  (現行どおり)</p>
<p>第25条 (常勤監査役)  <u>監査役会の決議によって監査役のなかから常勤の監査役を選定する。また監査役会の決議によって常勤監査役のなかから常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第26条 (報酬等)  <u>取締役及び監査役の報酬等は区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(第28条へ移設)</p>
<p>第27条  (条文省略)</p>	<p>(第29条へ移設)</p>
<p>第28条 (監査役の責任限定契約)  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 取締役会及び監査役会</p> <p>第29条 (取締役会及び監査役会の権限)            取締役会は法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。  <u>2 監査役会は法令に定める職務を行なう。</u></p> <p>第30条 (取締役会及び監査役会の招集)            取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えがあるとときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。            (後段から移設)</p> <p><u>2</u> 取締役会の招集通知は会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3</u> 監査役会の招集通知は会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p><u>5</u> 監査役会は、<u>監査役</u>の全員の同意がある場合は、<u>招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(第22条へ移設)</p> <p>(削る)</p> <p>第24条 (取締役会の招集)            取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。            (後段を第2項に移設)</p> <p>2 前項の取締役に差し支えがあるとときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを<u>招集し</u>、その議長となる。</p> <p><u>3</u> 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>4 取締役会は、<u>取締役</u>全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (監査役会の決議) <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>第33条 (取締役会及び監査役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。 2 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p> <p>(第26条から移設)</p> <p>(第27条から移設)</p>	<p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。 (削る)</p> <p>第28条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>第30条 (監査等委員会の権限)  <u>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のための権限を行使することができる。</u></p>
(新設)	<p>第31条 (監査等委員会の招集通知)  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>
(新設)	<p>第32条 (常勤の監査等委員)  <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第33条 (監査等委員会の決議)  <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。</u></p>
(新設)	<p>第34条 (監査等委員会の議事録)  <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p>
第6章 計 算	第6章 計 算
第34条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関)  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(新設)	<p>第37条 (剰余金の配当の基準日)  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第35条 (期末配当金及び基準日)  <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</u></p>	(削る)
<p>第36条 (中間配当金及び基準日)  <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に従い、中間配当金として剰余金の配当を行なうことができる。</u></p>	(削る)
<p>第37条  (条文省略)</p>	<p>第38条  (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第88期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第28条の定めるところによる。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、選任に当たりましては、透明性と客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	しぶや のぶお 澁谷 信雄 <input type="button" value="再任"/>	代表取締役社長
2	くろき もとなり 黒木 幹也 <input type="button" value="再任"/>	専務取締役 東京事務所長 兼 ガス事業本部長
3	せつだ かずひろ 説田 和洋 <input type="button" value="再任"/>	専務取締役 化成品事業本部長
4	すぎおか たかお 杉岡 孝雄 <input type="button" value="再任"/>	常務取締役 技術本部長
5	よしたか しんすけ 吉高 紳介 <input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/>	取締役



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しぶ や のぶ お <b>澁谷 信雄</b> 昭和30年4月25日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	昭和55年3月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 ガス事業本部北陸地区長 平成21年6月 当社取締役 ガス事業本部北陸地区長 平成22年6月 宇野酸素株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 当社常務取締役 ガス事業本部副本部長 平成27年6月 高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役社長 平成27年6月 当社代表取締役専務 ガス事業本部長 平成29年6月 高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役会長 平成29年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 令和3年6月 高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役会長 退任  取締役候補者とした理由 同氏は、平成29年から代表取締役社長を務め、また、重要子会社の社長、会長を務めるなど、当社グループの事業に深く精通しており、豊富な経験と高い見識で事業伸長と企業価値向上に多くの成果を上げております。経営に関する豊富な経験と高い見識を有することから、今後の当社グループの企業価値向上にさらに寄与することができ、また、重要な業務の決定及び取締役、執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	44,300株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;"> <small>くろ きもと なり</small>  <b>黒木 幹也</b>            昭和40年1月2日生  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div> </p>	<p>昭和63年4月 当社入社</p> <p>平成23年6月 当社取締役 東京事務所長 兼 ガス事業本部関東地区長</p> <p>平成27年6月 当社常務取締役 東京事務所長 兼 ガス事業本部副本部長</p> <p>平成29年4月 当社常務取締役 東京事務所長 兼 経営企画本部長 兼 ガス事業本部副本部長</p> <p>平成29年6月 当社専務取締役 東京事務所長 兼 経営企画本部長 兼 ガス事業本部長</p> <p>令和2年4月 当社専務取締役 東京事務所長 兼 ガス事業本部長 現在に至る</p> <p>令和2年7月 K G K サービス株式会社 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>令和3年6月 高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役会長 K G K サービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>取締役候補者とした理由 同氏は、ガス事業の営業部門の要職を歴任し、また、経営企画本部長として経営戦略を立案・推進してきました。現在はガス事業本部長として、豊富な経験と実績に基づき、業務を統括し、当社の事業伸長と企業価値向上に貢献しています。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有することから、今後の当社グループの企業価値向上にさらに寄与することができ、また、重要な業務の決定及び取締役、執行役員業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	33,200株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	せつ だ かず ひる <b>説 田 和 洋</b> 昭和38年 8 月 5 日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	昭和63年 4 月 当社入社 平成21年 6 月 当社執行役員 化成品事業本部副本部長 平成22年 4 月 当社執行役員 化成品事業本部長 平成23年 6 月 当社取締役 化成品事業本部長 平成25年12月 Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役会長 平成27年 6 月 当社常務取締役 化成品事業本部長 平成29年 6 月 当社専務取締役 化成品事業本部長 現在に至る 平成29年 6 月 Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役会長 兼 社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役会長 兼 社長  取締役候補者とした理由 同氏は、化成品事業の営業部門の要職を歴任し、現在は化成品事業本部長として、豊富な経験と実績に基づき、業務を統括し、当社の事業伸長と企業価値向上に貢献しております。取締役の責務を果たすために必要とされる十分な経験と知識を有することから、重要な業務の決定及び取締役、執行役員業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	44,200株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;"> <small>すぎ</small> <small>おか</small> <small>たか</small> <small>お</small>  <b>杉 岡 孝 雄</b>            昭和32年 3 月11日生  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div> </p>	<p>昭和56年 4 月 当社入社            平成26年 6 月 当社執行役員 技術本部副本部長            平成27年 6 月 当社取締役 技術本部長            平成29年 6 月 当社常務取締役 技術本部長            現在に至る            令和 3 年 6 月 高压昭和ボンベ株式会社 代表取締役社長            現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)            高压昭和ボンベ株式会社 代表取締役社長</p> <p>取締役候補者とした理由            同氏は、長年にわたり技術・製造・品質管理に関する業務に従事しており、現在は技術本部長として技術・製造に関する業務を統括し、当社の事業伸長と企業価値向上に貢献しております。取締役の責務を果たすために必要とされる十分な経験と知識を有することから、重要な業務の決定及び取締役、執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	30,500株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p>よし たか しん すけ 吉 高 紳 介 昭和26年2月1日生</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	<p>昭和49年4月 電気化学工業株式会社（現 デンカ株式会社）入社                      平成18年6月 同社取締役                      平成19年6月 同社上席執行役員                      平成20年6月 同社取締役 兼 上席執行役員                      平成22年4月 同社代表取締役 兼 常務執行役員                      平成23年4月 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員                      平成23年6月 当社取締役                      現在に至る</p> <p>平成29年4月 デンカ株式会社 代表取締役会長                      平成31年4月 同社取締役会長                      令和3年4月 同社取締役特別顧問                      現在に至る</p> <p>※令和3年6月開催予定のデンカ株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社取締役を退任予定。</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要                      同氏は、デンカ株式会社の経営者として、会社経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点から、当社の持続的成長のために有用な助言・提言をいただいております。社外取締役として、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。経営者としての豊富な経験と実績を生かし、当社グループの事業拡大、ガバナンス機能強化、企業価値向上に、引き続き、寄与していただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉高紳介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉高紳介氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、10年となります。
4. 吉高紳介氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担します。なお、各候補者の任期中に、当該保険契約を同程度の内容にて更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

選任に当たりましては、透明性と客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、決定しております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	まつい りょうすけ 松井 良祐 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	常勤監査役
2	ささの てつろう 笹野 哲郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役
3	やまむら ただお 山村 忠夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役
4	ながしま ひろあき 長島 広明 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	監査役

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">まつ い りょう すけ 松 井 良 祐</p> <p style="text-align: center;">昭和37年 3 月20日生</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	<p>昭和60年 4 月 当社入社</p> <p>平成23年 6 月 当社執行役員 東京事務所管理本部総務部長</p> <p>平成25年 6 月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 財務部長</p> <p>平成27年 6 月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長</p> <p>平成29年 4 月 当社取締役 管理本部長</p> <p>平成29年 6 月 当社常務取締役 管理本部長</p> <p>平成30年 6 月 当社常勤監査役</p> <p style="text-align: center;">現在に至る</p> <p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、財務経理及び人事労政等に関する豊富な知識と経験を有しております。監査役就任後は、独立した客観的な視点から経営、業務執行に対する監査を行なっております。豊富で幅広い見識と知見が、当社の経営の監督、監査に必要であると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p>	21,600株



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ささのてつろう <b>笹野哲郎</b> 昭和29年8月14日生  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	昭和56年4月 東京弁護士会弁護士登録 昭和56年4月 松尾・小杉法律事務所所属（現 松尾総合法律事務所） 昭和59年8月 神戸弁護士会弁護士登録 昭和59年8月 荒木重信法律事務所所属 昭和62年4月 笹野・関法律事務所（現 新神戸法律事務所）開設 平成6年11月 当社顧問弁護士 平成23年4月 兵庫県弁護士会会長 平成27年3月 当社顧問弁護士退任 平成27年6月 当社取締役 現在に至る  （重要な兼職の状況） 新神戸法律事務所 弁護士  監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、弁護士として培われた豊富な専門知識と経験を有しており、当該観点から、当社のガバナンス強化と持続的成長のために有用な助言・提言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長（議長）として、役員の選任及び報酬の決定についても助言・提言をいただき、経営の透明性・公正性向上のために貢献いただいております。長年の弁護士としての経験及び豊富な知識を生かし、当社の経営の監督・監査をしていただくとともに、企業価値向上のための助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	8,200株

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">やま むら ただ お <b>山 村 忠 夫</b> 昭和30年10月15日生</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">新任</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">独立</div> </div>	<p>昭和62年 4 月 京都弁護士会弁護士登録 平成 2 年 4 月 山村忠夫法律事務所開設 平成15年 4 月 京都弁護士会副会長 平成16年 4 月 京都家庭裁判所家事調停委員 平成28年10月 京都府情報公開審査会委員 令和元年 6 月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 山村忠夫法律事務所 弁護士</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、弁護士として培われた豊富な専門知識と経験を有しており、企業社会全体を踏まえた客観的視点から、当社のガバナンス強化と持続的成長のために有用な助言・提言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の選任及び報酬の決定についても助言・提言をいただき、経営の透明性・公正性向上のために貢献いただいております。長年の弁護士としての経験及び豊富な知識を生かし、当社の経営の監督・監査をしていただくとともに、企業価値向上のための助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	5,500株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	ながしまひろあき 長島広明 昭和51年11月23日生	<p>平成12年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所</p> <p>平成16年4月 公認会計士登録</p> <p>平成22年8月 税理士登録</p> <p>平成22年10月 有限責任監査法人トーマツ退職</p> <p>平成22年10月 長島公認会計士事務所開設</p> <p>平成24年10月 株式会社長島コンサルティング設立</p> <p>平成29年4月 当社会計顧問</p> <p>平成31年3月 当社会計顧問退任</p> <p>令和元年6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 長島公認会計士事務所 公認会計士</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務及び会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当該観点から、当社のガバナンス強化と企業価値向上のために有用な助言・提言をいただいております。その専門的な知識と経験を生かし、当社の経営の監督・監査をしていただくとともに、企業価値向上のための助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	6,700株

新任

社外

独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 笹野哲郎氏、山村忠夫氏及び長島広明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 笹野哲郎氏、山村忠夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、笹野哲郎氏が6年、山村忠夫氏が2年となります。
4. 長島広明氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、2年となります。
5. 笹野哲郎氏及び山村忠夫氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

6. 長島広明氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担します。なお、各候補者の任期中に、当該保険契約を同程度の内容にて更新する予定であります。
8. 笹野哲郎氏、山村忠夫氏及び長島広明氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届けており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。

### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額3億9千万円以内とご承認いただき、今日にいたっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴ない、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの報酬額及びその職責ならびに昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、年額3億円以内（うち、社外取締役分2千万円以内）といたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、当社取締役会が決定する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいており、また、指名・報酬諮問委員会に答申して適切に決定されたものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、社外取締役については、業績連動報酬の支給対象外といたします。

現在の取締役は、11名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、その職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内といたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の報酬額は、当社取締役会が決定する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいており、また、指名・報酬諮問委員会に答申して適切に決定されたものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、監査等委員である取締役については、業績連動報酬の支給対象外といたします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第7号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額4,440万円を支給いたしたいと存じます。

取締役賞与支給額は、当社取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定しており、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

## 添付書類

# 事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の停滞が続くなか、一時持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは市場が求める安全・安心な製品やサービスを供給することを基本とし、安定的な収益確保に向けた販売体制の強化や生産体制の効率化に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は769億7百万円（前期比8.3%減少）、営業利益は41億89百万円（前期比18.5%減少）、経常利益は47億71百万円（前期比18.1%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億19百万円（前期比7.5%減少）となりました。

連 結 売 上 高	769 億円 (前期比 8.3%減少)	連 結 営 業 利 益	41 億円 (前期比 18.5%減少)
連 結 経 常 利 益	47 億円 (前期比 18.1%減少)	親会社株主に帰属 する当期純利益	35 億円 (前期比 7.5%減少)

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

ガス事業	売上高	572億円 (前期比9.1%減少)	営業利益	41億円 (前期比 19.5%減少)
------	-----	-------------------	------	--------------------

ガス事業を取り巻く環境は、下期にかけて一部の業種において緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、鉄鋼、自動車、化学、食品など仕向け先全般において需要が減少しました。

このような事業環境のなか、当事業ではシリンダーガスビジネスの持続的な成長や収益の改善を目指し、生産・販売体制の合理化、安全・保安対策の強化、既存設備の更新などの投

資を行ない、地域に密着した営業に努めてまいりました。

『溶解アセチレン』は、鉄鋼、自動車、造船向けの需要の減少と建設、土木における現場工事の一時停止や着工の延期などにより需要が減少し、売上高は前期を下回りました。

『その他工業ガス等』は、酸素が現場工事及び医療向けの減少、アルゴンが溶接向けの減少、炭酸ガスが溶接及び食品向けの減少、また、L P ガス等の石油系ガスが外食産業などの需要の減少と輸入価格の下落に伴う販売価格の低下により、売上高は前期を下回りました。

『溶接溶断関連機器』は、設備工事や工作機械等の受注が減少し、売上高は前期を下回りました。

『容器』は、半導体向けステンレス容器が減少し、売上高は前期を下回りました。

このほか『設備賃貸』の収入を加えた当事業の売上高は572億98百万円（前期比9.1%減少）となりました。

営業利益は、41億28百万円（前期比19.5%減少）となりました。

## 化成品事業

売上高 **168**億円（前期比5.5%減少） 営業利益 **14**億円（前期比12.1%増加）

化成品事業を取り巻く環境は、下期に回復が見られたものの、主要仕向け先の需要が大きく減少し、また、原材料が北米の寒波、国内・海外メーカーの設備トラブルによる供給不足などの影響を受ける厳しい状況が続きました。

このような事業環境のなか、当事業では新しい技術の開発に注力し、環境にやさしい製品や付加価値の高い製品の開発に努めてまいりました。

『接着剤』は、ペガールが、新製品の開発により、紙用接着剤及びD I Y 向け塗料用が増加したものの、その他塗料用、土木用、粘着用、繊維用が減少、また、シアノンが、東南アジア向けが増加したものの、北米、南米向けが減少、ペガロックが、国内、海外向けの需要が減少し、売上高は前期を下回りました。

『塗料』は、建築用塗料が高機能品の「ウォールバリアシリーズ」や新製品の「ルーフバリアシリーズ」などの伸長があったものの、経済活動の制限や長雨の影響による改修工事の延期により汎用塗料が減少、また、エアゾール製品の需要が減少し、売上高は前期を下回りました。

このほか『設備賃貸』の収入を加えた当事業の売上高は168億76百万円（前期比5.5%減少）となりました。

営業利益は、14億76百万円（前期比12.1%増加）となりました。



## その他事業

売上高 27億円 (前期比 10.6%減少) 営業利益 △0億円 (前期比 -)

その他事業は、食品添加物事業が生活様式の変化に伴ない、外食、土産品等の需要が減少しました。また、ITソリューション事業は、ディスプレイタグ、医療用特殊RFタグが新規に採用されたものの、LSIカード関連が国内、海外向けの需要が減少し、売上高は27億32百万円(前期比10.6%減少)、営業損失は8百万円(前期は6百万円の営業利益)となりました。

### 【各事業別の売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事業区分	売上高		営業利益	
	金額	前期比(%)	金額	前期比(%)
ガス事業	57,298	90.9	4,128	80.5
化成品事業	16,876	94.5	1,476	112.1
その他事業	2,732	89.4	△8	-
合計	76,907	91.7	5,596	86.7

(注) 各事業別営業利益合計55億96百万円と連結損益計算書「営業利益」41億89百万円の差額14億6百万円は、各事業に帰属しない一般管理費であります。

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、安全操業及び安定供給のための設備の維持・更新を行なうとともに、将来の事業展開を見据えた、成長分野や研究開発への積極的な投資を行なっています。

当連結会計年度の設備投資は、合計46億84百万円であります。ガス事業におきましては、営業強化のため、容器製造設備の更新や宇都宮営業所の移転新設等を実施し、設備投資は30億45百万円となりました。化成品事業におきましては、佐倉工場の接着剤製造設備の増強や名古屋工場移転用地の取得、既存設備の合理化、更新等を実施し、設備投資は15億65百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の資金は、自己資金及び借入金により充当しました。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴なう世界的な経済活動の停滞により、国内景気の悪化が懸念される不透明な状況が続くものと思われれます。このような状況



のもと、当社グループは、いち早い業績回復を最優先課題とし、前中期経営計画「チェンジ&チャレンジ '20」において実行した重点施策を基に、新中期経営計画「チェンジ&チャレンジ stage II」では、「人と技術と環境の調和」という企業理念のもと、持続的成長に向けた5つの成長戦略である「事業拡大」・「人材育成」・「機能整備」・「戦略投資」・「社会調和」の着実な実行により、急速に変化する事業環境にも対応することができる経営基盤を構築し、さらなる企業価値の向上をはかってまいります。

### 【事業戦略】

当社グループは、安全操業と安定供給体制の強化を一層推し進めるとともに、市場環境の変化を的確に捉え、国内外の成長分野への積極的な投資や各事業における一層の競争力強化と生産性向上、コスト低減、環境対策に取り組みながら、積極的なチャレンジを続けてまいります。

ガス事業は、ユーザーの変化に対応すべく、当社グループ各社との連携を一層深めながら、地域に根付いた事業展開によりシリンダーガスビジネスのさらなる収益力の強化をはかるとともに、安全・安心を第一に掲げ、技術力の向上に努め、事業場の新設や統合、改修、新規設備の導入や容器の投入により安定供給及び物流の合理化を進め、事業拡大をはかってまいります。また、新たな事業展開を目指し、積極的なM&A、真空浸炭向け溶解アセチレン、エアゾールガス、農業用炭酸ガスの新規需要先の獲得や食品、溶接等多岐にわたるユーザーの開拓を進めるとともに、カーボンニュートラル社会へ向け期待されている、燃焼時にCO<sub>2</sub>を出さない液化アンモニアや環境に配慮した新冷媒ガスの拡販など、新しい用途やアプリケーションの提案を行なってまいります。土浦研究所では、産学共同連携を推進し、水素蓄圧器などの各種容器の開発による他社製品との差別化やカーボンナノチューブなど付加価値の高い製品の市場投入、量産化技術の確立を目指してまいります。また、海外展開においては、資本参加したベトナムの高圧ガス事業会社を拠点に東南アジア地域への販路を開拓してまいります。

化成品事業は、IT化による業務の効率化、原料・製品在庫の最適化、容器管理、製造・物流の合理化を行なうとともに、BCPに対応した購買体制、生産体制の構築や、収益力の強化と安定供給の確保をはかり、品質面では、研究開発、営業開発に力を入れ、環境にやさしい製品の提供に努めてまいります。

国内接着剤市場においては、住宅設備、自動車、弱電、医療分野へ積極的に新製品を投入し、新たな用途を創出し、高付加価値品の展開をはかるとともに、当社グループのネットワークを活かし、新規ユーザーの開拓を行なってまいります。また、雨音、振動を低減させる効果のある制振材「サウンドプルーフ」は快適な生活環境の提供を目的としており、公共の施設をはじめ、遮音性が求められる建物等向けに拡販してまいります。

塗料市場においては、既存住宅の改修需要に対応した、外壁サイディングボード用の「WBアートSi」・「ウォールバリアシリーズ」・「ビーズコート」、屋根用の「ルーフバリア」の拡販を推し進めるとともに、ユーザーニーズに合った製品の開発を進めてまいります。

エアゾール市場においては、生産能力を拡充させ、グループ会社との連携もはかりながら多種多様な用途への展開を目指してまいります。

海外市場においては、ベトナム工場を製造・営業の拠点として活用し、中国・東南アジアへの市場開拓を進めてまいります。

その他事業は、ITソリューション事業において、鉄道業界、産業機器業界を主な営業対象とし、表示機能を搭載したLSIカード、ディスプレイタグ等の電子ペーパー応用製品、RFタグ関連製品及び画像記録装置等のさらなる拡販を進めてまいりますとともに、IoT分野への企画・提案を積極的に行ない、新規開拓をはかってまいります。また、食品添加物事業では、食品業界に限らず、他の幅広い業界との協業により、国内外で新たな価値を創出し拡販してまいります。

#### 【経営基盤の強化】

経営環境の変化に対応した事業展開をはかるため、生産・販売・管理体制の強化、労働環境及びシステム環境の整備、人事制度の見直しや人材育成、また、多様な人材の活躍推進など、社員一人ひとりが持つ能力を最大限発揮し成長することができるための企業風土の醸成ならびに組織体制の整備を行ない、組織の活性化と生産性向上の実現に努めてまいります。

当社グループといたしましては、引き続き「安全」・「安心」をすべての基本姿勢とし、企業体質の健全性に留意して事業規模の拡大をはかり社業の発展に努めてまいり所存でございます。また、企業理念、企業倫理行動指針に基づいたコーポレート・ガバナンス体制の整備と強化に真摯に取り組んでまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期	第86期	第87期	第88期 (当連結会計年度)
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
売 上 高	79,958百万円	84,951百万円	83,943百万円	76,907百万円
営 業 利 益	4,818百万円	5,099百万円	5,141百万円	4,189百万円
経 常 利 益	5,386百万円	5,778百万円	5,828百万円	4,771百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,240百万円	3,491百万円	3,805百万円	3,519百万円
1株当たり 当期純利益	58円70銭	63円24銭	68円93銭	63円74銭
総 資 産	84,330百万円	88,092百万円	87,492百万円	92,410百万円
純 資 産	55,024百万円	57,031百万円	58,829百万円	63,412百万円
1株当たり 純 資 産	980円08銭	1,015円73銭	1,050円41銭	1,137円76銭

## (6) 重要な子会社の状況 (令和3年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
弘 容 通 商 株 式 会 社	15百万円	100%	道 路 貨 物 運 送 業
宇 野 酸 素 株 式 会 社	50百万円	100%	各 種 高 圧 ガ ス の 製 造 販 売
高 圧 昭 和 ボ ン ベ 株 式 会 社	90百万円	100%	高 圧 ガ ス 容 器 の 製 造 販 売
スズカファイン株式会社	412百万円	100%	塗 料 ・ エ ア ゾ ー ル の 製 造 販 売
ウエルテックダイサン株式会社	50百万円	90%	溶 接 機 器 及 び 材 料 の 仕 入 販 売
K G K サ ー ビ ス 株 式 会 社	39百万円	100%	各 種 高 圧 ガ ス の 製 造 販 売
株 式 会 社 ス ミ コ エ ア ー	10百万円	85%	各 種 高 圧 ガ ス ・ 化 学 品 ・ 食 品 等 の 仕 入 販 売
Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd.	1,153百万円	100%	接 着 剤 及 び 塗 料 用 樹 脂 の 製 造 販 売

(7) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
ガス事業	溶解アセチレン、その他工業ガス等（酸素、窒素、アルゴン、炭酸、アンモニア、LPガス、特殊ガス、混合ガス、冷媒用ガス、エアゾール用ガス等）、溶接溶断関連機器（溶接機、溶接棒）、容器（溶解アセチレン容器、各種高圧ガス容器）、その他（カーバイドほか原材料等、高圧ガス容器の耐圧試験等）、設備賃貸
化成品事業	接着剤（合成樹脂系接着剤〔製品名 ペガール、シアノン、ペガロック等〕）、塗料（建築用の下地及び仕上塗料等〔製品名 クールトップ、HPトップ、エポーレ、WBアート等〕、エアゾール）、その他（サウンドプルーフ、化成品関連原材料等）、設備賃貸
その他事業	LSIカード、RFID、衛星測位システム、電子ペーパー、食品添加物等

(8) 主要な営業所及び工場等（令和3年3月31日現在）

① 当社

区分	名称及び所在地	
本社	大阪市北区	
事務所	東京（東京都千代田区）	
営業所	札幌、盛岡、郡山、新潟、宇都宮、群馬、鹿島、多摩、江東、羽田、横浜、浜松、春日井、和歌山、岡山、広島、松山、福岡、熊本、延岡	
工場	ガス事業	仙台、千葉、大宮、神奈川、名古屋、三重、津、滋賀、京都、堺、播磨、岡山、広島、小倉、大分
	化成品事業	佐倉、名古屋、竜野
研究所	ガス事業	土浦
	化成品事業	東京（千葉県佐倉市）

（注）令和3年3月22日付で小山営業所を移転し、宇都宮営業所に改称いたしました。

## ② 子会社

会社名	本社所在地	工場
弘容通商株式会社	大阪市北区	
宇野酸素株式会社	福井県越前市	金沢市・福井市
高圧昭和ボンベ株式会社	大阪市北区	土浦市・亀山市
スズカファイン株式会社	三重県四日市市	四日市市
ウエルテックダイサン株式会社	大阪市北区	
K G K サービス株式会社	東京都江東区	横浜市・古河市
株式会社スミコエアー	東京都千代田区	
Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd.	ドンナイ省 (ベトナム)	ドンナイ省

## (9) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
1,895名	35名減少

(注) 従業員数には、臨時、嘱託、顧問、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (令和3年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,984百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,300百万円

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項 (令和3年3月31日現在)

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 55,577,526株  |
| ③ 株主数      | 4,472名       |
|            | (前期末比205名増加) |
| ④ 大株主      |              |

株主名	持株数	持株比率
デンカ株式会社	6,906,198株	12.51%
こうあつ共栄会	6,859,153株	12.42%
共栄火災海上保険株式会社	4,003,000株	7.25%
日本酸素ホールディングス株式会社	3,142,000株	5.69%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,717,000株	4.92%
株式会社三菱UFJ銀行	2,471,427株	4.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,157,700株	3.90%
高圧ガス社員持株会	1,643,250株	2.97%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,139,300株	2.06%
北陸工業瓦斯株式会社	886,000株	1.60%

(注) 持株比率は、自己株式 (373,214株) を控除して算出しています。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の氏名等（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	竹内 弘 幸	
代表取締役 取締役社長	澁谷 信 雄	高圧昭和ボンベ株式会社 代表取締役会長
専務取締役	説田 和 洋	化成品事業本部長 Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役会長 兼 社長
専務取締役	黒木 幹 也	東京事務所長 兼 ガス事業本部長 K G K サービス株式会社 代表取締役会長
常務取締役	杉岡 孝 雄	技術本部長
常務取締役	森本 孝	経営企画本部長 兼 経営企画部長
常務取締役	森田 和 博	東京事務所長代理 株式会社スミコエアー 代表取締役社長
取 締 役	池田 佳 弘	管理本部長 兼 総務人事部長
取 締 役	吉高 紳 介	デンカ株式会社 取締役会長
取 締 役	笹野 哲 郎	新神戸法律事務所 弁護士
取 締 役	山村 忠 夫	山村忠夫法律事務所 弁護士
常勤監査役	松井 良 祐	
監 査 役	狩野 仁	
監 査 役	山崎 勇	山崎総合法律事務所 弁護士
監 査 役	長島 広 明	長島公認会計士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役 吉高紳介、笹野哲郎及び山村忠夫は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 狩野 仁、山崎 勇及び長島広明は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 長島広明は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役 笹野哲郎及び山村忠夫は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ています。  
 5. 監査役 狩野 仁、山崎 勇及び長島広明は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ています。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### 1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値及び業績の持続的な向上に資するための報酬体系を原則としつつ、業績に連動しない基本報酬と業績を反映した賞与によって構成し、これらの報酬割合は役位、職責、経営環境、業績、国内の同業種や同規模の他企業の水準を総合的に勘案して設定しています。

社外取締役及び監査役の報酬は、業績に左右されない独立の立場を考慮し、基本報酬のみとしています。

#### イ. 基本報酬

基本報酬は、毎月固定額を支給する金銭報酬とし、個々の取締役の職責、役位、在任年数、能力、貢献度、期待度等に応じて、業績、国内の同業種や同規模の他企業の水準、従業員の賃金水準を考慮した基準に従い、総合的に勘案して決定しています。

#### ロ. 短期の業績連動報酬としての賞与

取締役の業績向上に対する意欲と士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上をはかるため、短期のインセンティブ報酬として賞与を支給しています。各事業年度の営業利益を基本指標と定め、これに経済情勢や個人評価等を総合的に勘案のうえ支給額を決定し、定時株主総会で承認を得た後、支給します。営業利益を指標として選定している理由は、営業利益が事業活動の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためです。なお、当事業年度の営業利益は、58ページの損益計算書に記載のとおりです。



なお、決定方針は、指名・報酬諮問委員会からの助言・提言等を踏まえ、取締役会にて決定しています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

[指名・報酬諮問委員会]

当社は、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しています。

指名・報酬諮問委員会の委員は、取締役会の決議により選任しています。

指名・報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としています。

指名・報酬諮問委員会の委員長（議長）は、委員である独立社外取締役の中から、指名・報酬諮問委員会の決議によって選定しています。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成13年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額3億9千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名です。

監査役の金銭報酬の額は、平成8年6月27日開催の第63期定時株主総会において、年額8千万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長蒔谷信雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の額の決定であります。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当や職責の評価を行なうに最も適していると判断したからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を得ています。

#### 4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	311百万円 (21百万円)	267百万円 (21百万円)	44百万円 (-)	11人 (3人)
監査役 (うち社外監査役)	51百万円 (25百万円)	51百万円 (25百万円)	- (-)	4人 (3人)

(注) 業績連動報酬（賞与）44百万円は、本定時株主総会において決議予定の額であります。

#### ⑤ 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	重要な兼職の状況	関係
取締役	吉高紳介	デンカ株式会社 取締役会長	大株主
取締役	笹野哲郎	新神戸法律事務所 弁護士	
取締役	山村忠夫	山村忠夫法律事務所 弁護士	
監査役	狩野仁		
監査役	山崎勇	山崎総合法律事務所 弁護士	
監査役	長島広明	長島公認会計士事務所 公認会計士	

(注) 取締役 吉高紳介は、令和3年4月1日付でデンカ株式会社の取締役特別顧問となりました。

## ⑥ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	吉高 紳介	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席。当社事業の取り組みを十分に理解のうえ、社会情勢の変化等を踏まえながら、経験豊富な経営者としての見地から、経営の透明性・公正性を高めるための有益で建設的な助言や提言を積極的にするなど、当社から独立した立場で経営の監督機能強化に尽力しています。
取締役	笹野 哲郎	当事業年度開催の取締役会7回のすべてに出席し、弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行なっています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長（議長）として、役員の選任及び報酬の決定についても助言・提言を行なっています。
取締役	山村 忠夫	当事業年度開催の取締役会7回のすべてに出席し、弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行なっています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の選任及び報酬の決定についても助言・提言を行なっています。
監査役	狩野 仁	当事業年度開催の取締役会及び監査役会各7回のすべてに出席し、企業のガバナンスについての高い見識と豊富な経験を基に、ガバナンスの強化に繋がる専門的見地から、取締役会及び監査役会において有益な助言や提言を行なっています。
監査役	山崎 勇	当事業年度開催の取締役会及び監査役会各7回のすべてに出席し、弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点から、取締役会及び監査役会において有益な助言や提言を行なっています。
監査役	長島 広明	当事業年度開催の取締役会及び監査役会各7回のすべてに出席し、公認会計士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点から、取締役会及び監査役会において有益な助言や提言を行なっています。

## (3) 会計監査人に関する状況

- ① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額に同意しています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していません。また、実質的にも区分することができませんので、当事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

## 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び執行役員ならびに使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、企業理念、企業倫理行動指針に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。

法的要求事項を遵守するため、当社の企業倫理委員会が、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンスに係る全社的な管理ならびに啓発・教育を行なう。

法令違反等コンプライアンスに係る問題の早期発見と是正をはかるため、外部の窓口に直接通報できるグループ内の通報制度を設置する。

取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から職務の執行を監督する。また、監査役、社外役員の意見を得て監査、監督の客観性と有効性を高める。

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である内部監査室を設置し、内部統制に係る業務及びリスク管理の適正性と有効性を評価する。また、内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、統制活動の整備・運用状況の検討・評価を行ない、その結果を代表取締役ならびに常勤監査役に報告する。

反社会的勢力の介入防止のため、企業倫理行動指針で反社会的行為への関与を禁止し、反社会的勢力との一切の関係遮断のための体制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、その他の重要な会議における情報、取締役の職務執行に係る情報は、関連諸規程に従い、文書または電磁的記録媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存する。

取締役、監査役、内部監査室が、これらの文書等の閲覧を要請した場合は、直ちに提出できる体制とする。

法令または証券取引所の規則等に基づいて開示すべき情報については、適正性の確保をはかり、速やかに開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループに発生することが想定されるリスクの監視及び統括は、リスク管理規程に基づき、経営会議が行なうものとし、リスクの洗い出しとその軽減をはかる。

企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象の発生時には、非常事態対策規程等に基づいて対策本部を設置し、対策本部長として代表取締役社長が指揮命令を下し、その対応にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

意思決定機関である取締役会とは別に、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を設置し、業務執行に係る重要事項について検討・協議することにより、取締役会の意思決定の迅速化をはかる。

組織規程及び職務分掌規程に定める各組織単位の責任業務と役職員の職務権限の合理的な配分により、職務執行の効率化をはかる。

取締役会及び経営会議は、経営効率を阻害する要因の排除・低減等により、全社的な業務の効率化をはかる。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体のコンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は、グループ会社各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社のグループ会社責任部門・管理責任部門がその状況を監査する。

当社の経営会議及び取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対してその業績状況・決算状況等を、定期的・継続的に報告させる。

当社の経営会議及び取締役会は、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行ない、連結業績向上に資するよう、グループ会社を支援・指導する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役から監査を実効的に行なうための補助使用人の選任要請があった場合は、監査役スタッフとして補助使用人を置く。

当該補助使用人は監査役スタッフとしての業務に関し、監査役の指揮命令を受ける。

- (7) 取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

監査役は、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人ならびに監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行なう機会を確保する。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行なう。

当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合またはその恐れがある場合は、監査役にその内容を報告する。また、当社または当社グループ会社が設置する内部通報窓口への重大な通報案件についても、監査役に報告する。

監査役は、監査役と当社グループ会社の監査役との連携及び当社グループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保する。

監査役は、重要な会議の議事録、その他の重要書類（電磁的記録を含む）をいつでも閲覧することができる。

当社は、監査役への報告を行なった当社及び当社グループ会社の役職員に対して、不利益な取扱いを行なわない。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その請求により支払う。



## (8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社企業理念、企業倫理行動指針に基づき、安全・安心を希求し、当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査室及び内部統制委員会がモニタリングし、改善を進めています。また、内部通報制度は、コンプライアンス上の問題点を早期に把握するための重要な制度であり、制度内容について、役職員に、より一層の周知をはかり、その実効性を高めています。

取締役会では、取締役から付議・報告される事項について、課題の共有及び討議がなされています。また意思決定にあたっては、法令、定款及び取締役会規則等に従い、適正に決議しています。

グループ会社の経営管理については、自律的運営を尊重する一方で、当社の取締役または執行役員等に取締役、監査役を兼務させることを基本とし、重要な業務執行は稟議申請に基づいて行ない、定期的な事業報告会を実施する等、適切な管理を行なう体制を整えています。また、主要グループ会社においては、経営会議、取締役会で業務執行状況を審議・報告しています。

監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査役監査を実施しています。さらに、監査役は、重要な社内会議に出席するほか、必要に応じて役職員に対しヒアリングを行ない、実査による適法性の検証を行なうなど、法令順守及び役職員の業務執行・遂行の状況を監視する機能の強化をはかっています。

内部監査室は、内部監査を計画的に実施し、社内各部門、グループ会社において、日々の業務が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正な業務運営がなされていることを、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて検証しています。また、内部監査で得た情報を代表取締役へ報告し、常勤監査役とも定期的に情報交換を行なっています。

本事業報告中に記載の金額及び数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

## 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>49,839,319</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>23,163,087</b>
現金及び預金	21,312,196	支払手形及び買掛金	10,576,373
受取手形及び売掛金	20,456,518	電子記録債務	6,208,615
電子記録債権	3,317,695	短期借入金	1,325,000
商品及び製品	2,620,045	一年内返済長期借入金	10,152
仕掛品	576,342	未払法人税等	876,922
原材料及び貯蔵品	1,262,578	賞与引当金	1,115,448
その他	356,339	役員賞与引当金	70,800
貸倒引当金	△62,397	その他	2,979,775
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,570,806</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,834,872</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>29,538,074</b>	長期借入金	3,144,512
建物及び構築物	9,169,593	役員退職慰労引当金	29,532
機械装置及び運搬具	3,832,115	退職給付に係る負債	96,202
土地	14,707,930	繰延税金負債	1,765,019
建設仮勘定	546,919	その他	799,606
その他	1,281,515	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,997,959</b>
 		<b>(純資産の部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>622,062</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>58,268,996</b>
 		資 本 金	2,885,009
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>12,410,669</b>	資 本 剰 余 金	2,811,390
投資有価証券	11,518,396	利 益 剰 余 金	52,772,452
繰延税金資産	158,119	自 己 株 式	△199,856
その他	793,923	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,540,706</b>
貸倒引当金	△59,769	その他有価証券評価差額金	4,560,661
		為替換算調整勘定	△84,848
		退職給付に係る調整累計額	64,894
		<b>非支配株主持分</b>	<b>602,462</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>92,410,126</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>63,412,166</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>92,410,126</b>



# 連結損益計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
製品・商品売上高	76,553,967	
設備賃貸収入	353,351	<b>76,907,319</b>
売上原価		55,289,080
売上総利益		<b>21,618,239</b>
販売費及び一般管理費		17,428,408
営業利益		<b>4,189,830</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	262,244	
その他の	630,370	892,615
営業外費用		
支払利息	29,830	
その他の	280,749	310,580
経常利益		<b>4,771,865</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	524,169	524,169
特別損失		
減損損失	43,755	
ゴルフ会員権評価損	175	43,930
税金等調整前当期純利益		<b>5,252,104</b>
法人税、住民税及び事業税	1,747,195	
法人税等調整額	△27,606	1,719,589
当期純利益		<b>3,532,515</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		13,320
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>3,519,194</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和2年4月1日残高	2,885,009	2,725,055	50,136,528	△199,746	55,546,846
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△883,270		△883,270
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,519,194		3,519,194
自己株式の取得				△109	△109
連結子会社株式の取得 による持分の増減		84,718			84,718
非連結子会社合併によ る剰余金増加高		1,616			1,616
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	86,334	2,635,924	△109	2,722,149
令和3年3月31日残高	2,885,009	2,811,390	52,772,452	△199,856	58,268,996

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
令和2年4月1日残高	2,743,242	2,735	△305,073	2,440,903	841,895	58,829,646
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△883,270
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,519,194
自己株式の取得						△109
連結子会社株式の取得 による持分の増減						84,718
非連結子会社合併によ る剰余金増加高						1,616
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,817,418	△87,584	369,968	2,099,802	△239,432	1,860,370
連結会計年度中の変動額合計	1,817,418	△87,584	369,968	2,099,802	△239,432	4,582,519
令和3年3月31日残高	4,560,661	△84,848	64,894	4,540,706	602,462	63,412,166

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 31社

弘容通商株式会社、宇野酸素株式会社、K G K サービス株式会社、株式会社泉産業、安浦アセチレン株式会社、新潟高圧ガス株式会社、春日井ガスセンター株式会社、株式会社スミコエアー、高圧昭和ボンベ株式会社、中国酸素株式会社、ウエルテックダイサン株式会社、大豊商事株式会社、砂金瓦斯工業株式会社、株式会社コムヤマ、水アセ株式会社、カトウ酸素株式会社、三幸合同サンソ株式会社、マル商ガス株式会社、アイ・ジー・シー株式会社、ウエルディングガス九州株式会社、スズカファイン株式会社、スズカケミー株式会社、アサヒ塗料興産株式会社、株式会社川波、杉田塗料商事株式会社、株式会社エル・エヌ・ジー輸送、Koatsu Gas Kogyo Vietnam Co.,Ltd.、気仙沼酸素株式会社、ウエルテック株式会社、株式会社J C P、株式会社エア・ガシズ広島の31社であります。

前連結会計年度において連結子会社であったウエルディング・ガス・サービス株式会社、ニチナン株式会社、小松川酸素株式会社及び小野里酸素株式会社は令和2年7月1日に合併し、K G K サービス株式会社、合同サンソ株式会社と株式会社三幸医療酸素は令和2年10月1日に合併し、三幸合同サンソ株式会社になっています。

また、令和2年12月21日に株式会社エア・ガシズ広島の株式を取得し連結子会社としています。なお、令和2年7月1日にウエルディングガス九州株式会社は、非連結子会社の共栄酸素株式会社を吸収合併しています。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

##### ① 主要な非連結子会社の名称

協亜ガス工業株式会社

##### ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社16社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

協亜ガス工業株式会社

#### ② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社16社及び関連会社16社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）に及ぼす影響は軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、在外連結子会社を除き連結決算日（3月31日）と同一であります。なお、在外連結子会社の事業年度の末日は、12月31日となっています。連結計算書類の作成にあたっては、在外連結子会社の事業年度の末日の計算書類を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっています。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しています。

###### ② 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

1) 平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物ならびに佐倉工場  
定額法を採用しています。

2) その他の有形固定資産  
定率法を採用しています。

###### 3) 主な耐用年数

建物及び構築物……………10年～50年

機械装置及び運搬具…5年～10年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

###### ③ 長期前払費用

定額法を採用しています。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金…従業員の賞与支給に充てるため、賞与の支給見込額を計上しています。

③ 役員賞与引当金…役員の賞与支給に充てるため、賞与の支給見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金…一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法については、期間定額基準によっています。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっています。
- (6) のれんの償却方法  
のれんの償却については、5年以内の均等償却を行なっています。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理について  
税抜方式を採用しています。

### 表示方法の変更に関する注記

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております

### 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 有形固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	29,538,074
減損損失	43,755

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業活動に必要な設備投資を行っており、これらの設備投資により生じた固定資産は有形固定資産に計上しています。

有形固定資産の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、有形固定資産が帰属する事業に関連した事業所別などで資産グループにグルーピングしております。

(減損の兆候の識別)

有形固定資産を有する資産グループが、以下のいずれかに該当する場合には、減損の兆候を識別します。

- ・営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている場合、または、継続してマイナスとなる見込みである場合
- ・使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下したか、または、生じる見込みである場合
- ・営む事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、または、悪化する見込みである場合
- ・資産または資産グループの市場価格が著しく下落した場合
- ・その他、資産グループに減損が生じている可能性を示す事象が発生していると考えられる場合

### (減損損失の認識及び測定)

減損の兆候があると識別された資産グループの有形固定資産について、資産グループの減損損失控除前の帳簿価額(以下、「帳簿価額」という。 )と、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額(以下、「割引前キャッシュ・フロー」という。 )を比較し、後者が前者を上回る場合には、減損損失は認識されません。前者が後者を上回る場合には、資産グループの有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、原則としてそれぞれの資産グループにおける将来見込みや中期計画は、将来の市場及び経済全体の成長率、現在及び見込まれる経済状況を考慮しておりますが、その性質上、経営者による判断を伴うものであり、一定の仮定に基づいて算定されています。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	143,693千円
土 地	799,639千円
合 計	943,333千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	750,000千円
-------	-----------

2. 有形固定資産減価償却累計額 40,100,307千円

3. 受取手形割引高及び裏書譲渡高 1,556千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 55,577,526株

### 2. 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

(1) 令和2年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

#### 普通株式の配当に関する事項

配 当 金 の 総 額	441,635千円
1 株 当 たり 配 当 額	8円
基 準 日	令和2年3月31日
効 力 発 生 日	令和2年6月26日

- (2) 令和2年11月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の中間配当に関する事項

配当金の総額	441,634千円
1株当たり配当額	8円
基準日	令和2年9月30日
効力発生日	令和2年12月10日

- (3) 令和3年6月24日開催予定の定時株主総会において、次の議案が付議されています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	441,634千円
1株当たり配当額	8円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しています。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行なうにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。借入金の主なものは、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年6ヶ月であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業所の所属長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっています。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行なっています。

##### ② 市場リスク(為替・金利の変動リスク)の管理

当社は、外貨建の営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注)2.参照

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	21,312,196	21,312,196	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,456,518	20,456,518	—
(3) 電子記録債権	3,317,695	3,317,695	—
(4) 投資有価証券	10,325,483	10,325,483	—
資 産 計	55,411,894	55,411,894	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,576,373	10,576,373	—
(2) 電子記録債務	6,208,615	6,208,615	—
(3) 短期借入金	1,325,000	1,325,000	—
(4) 未払法人税等	876,922	876,922	—
(5) 長期借入金	3,154,664	3,140,960	△13,703
(6) デリバティブ取引	—	5,940	5,940
負 債 計	22,141,575	22,133,812	△7,762

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であり、時価は取引所の価格によっています。



## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金 (2) 電子記録債務 (3) 短期借入金 (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,192,912

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産 1,137円76銭  
2. 1株当たり当期純利益 63円74銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	3,519,194千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,519,194千円
普通株式の期中平均株式数	55,204,367株

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>36,580,285</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,283,193</b>
現金及び預金	13,379,489	支払手形	2,233,961
受取手形	5,055,315	買掛金	6,905,916
売掛金	13,652,201	電子記録債権	6,305,155
電子記録債権	1,880,527	短期借入金	90,000
商品及び製品	1,042,610	未払金	1,394,173
仕掛品	58,107	未払費用	207,557
原材料及び貯蔵品	348,358	預り金	52,288
前払費用	32,874	未払法人税等	491,548
未収入金	1,191,585	賞与引当金	550,000
その他の金	20,215	役員賞与引当金	44,400
貸倒引当金	△81,000	設備支払手形	235,800
		営業外電子記録債権	755,021
		その他	17,369
<b>固定資産</b>	<b>39,244,079</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,555,666</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,545,427</b>	長期借入金	3,000,000
建物	6,274,954	退職給付引当金	72,728
構築物	1,682,854	長期未払金	119,494
機械装置	2,750,130	繰延税金負債	1,160,321
車両運搬具	288,904	資産除去負債	76,213
工具・器具・備品	462,322	その他	126,909
容器器	635,093	<b>負債合計</b>	<b>23,838,859</b>
土地	11,907,527	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	543,639	<b>株主資本</b>	<b>48,313,433</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>91,394</b>	資本金	2,885,009
		資本剰余金	2,768,448
		資本準備金	2,738,251
		その他資本剰余金	30,197
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,607,257</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>42,862,273</b>
投資有価証券	8,328,881	利益準備金	721,252
関係会社株	4,189,518	その他利益剰余金	42,141,020
関係会社出資	825,549	固定資産買換積立金	44,455
長期貸付金	867,793	固定資産圧縮積立金	69,400
団体生命保険掛金	17,166	別途積立金	14,047,000
差入保証金	368,535	繰越利益剰余金	27,980,165
その他の金	43,812	<b>自己株式</b>	<b>△202,298</b>
貸倒引当金	△34,000	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,672,072</b>
		その他有価証券評価差額金	3,672,072
<b>資産合計</b>	<b>75,824,365</b>	<b>純資産合計</b>	<b>51,985,505</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>75,824,365</b>

# 損益計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
高 上 売 品 製 品 上 高 売 上 原 価 設 備 賃 貸 収 入	58,380,106	<b>60,548,023</b>
賃 貸 収 入	2,167,917	
高 上 売 品 製 品 上 高 売 上 原 価 設 備 賃 貸 収 入		49,001,511
高 上 売 品 製 品 上 高 売 上 原 価 設 備 賃 貸 収 入		<b>11,546,511</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,102,698
営 業 利 益		<b>2,443,813</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	739,760	1,453,193
そ の 他	713,432	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,343	231,600
そ の 他	210,256	
経 常 利 益		<b>3,665,406</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	75,957	75,957
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,697	6,872
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	175	
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>3,734,491</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,051,000	1,038,728
法 人 税 等 調 整 額	△12,271	
当 期 純 利 益		<b>2,695,763</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 買換積立金	固定資産 圧縮積立金	
令和2年4月1日残高	2,885,009	2,738,251	30,197	2,768,448	721,252	44,455	69,400
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
令和3年3月31日残高	2,885,009	2,738,251	30,197	2,768,448	721,252	44,455	69,400

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途 積立金	繰越利益 剰余金						
令和2年4月1日残高	14,047,000	26,167,672	41,049,780	△202,189	46,501,049	2,097,478	2,097,478	48,598,527
当期変動額								
剰余金の配当		△883,270	△883,270		△883,270			△883,270
当期純利益		2,695,763	2,695,763		2,695,763			2,695,763
自己株式の取得				△109	△109			△109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						1,574,594	1,574,594	1,574,594
当期変動額合計	-	1,812,493	1,812,493	△109	1,812,383	1,574,594	1,574,594	3,386,978
令和3年3月31日残高	14,047,000	27,980,165	42,862,273	△202,298	48,313,433	3,672,072	3,672,072	51,985,505

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しています。
    - ② その他有価証券
      - (イ) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
      - (ロ) 時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しています。
  - (2) 棚卸資産  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - ① 平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物ならびに佐倉工場  
定額法を採用しています。
    - ② その他の有形固定資産  
定率法を採用しています。
    - ③ 主な耐用年数  
建物及び構築物……………10年～50年  
機械装置及び運搬具…5年～10年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しています。
  - (3) 長期前払費用  
定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金…債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 賞与引当金…従業員の賞与支給に充てるため、賞与の支給見込額を計上しています。
  - (3) 役員賞与引当金…役員の賞与支給に充てるため、賞与の支給見込額を計上しています。

- (4) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付見込額の期間帰属方法については、期間定額基準によっています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

#### 4. 重要なヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理について

税抜方式を採用しています。

### 表示方法の変更に関する注記

〔「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 有形固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	24,545,427
減損損失	6,697

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業活動に必要な設備投資を行っており、これらの設備投資により生じた固定資産は有形固定資産に計上しています。

有形固定資産の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、有形固定資産が帰属する事業に関連した事業所別などで資産グループにグルーピングしております。

##### (減損の兆候の識別)

有形固定資産を有する資産グループが、以下のいずれかに該当する場合には、減損の兆候を識別します。

- ・営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている場合、また

- は、継続してマイナスとなる見込みである場合
- ・使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下したか、または、生じる見込みである場合
  - ・営む事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、または、悪化する見込みである場合
  - ・資産または資産グループの市場価格が著しく下落した場合
  - ・その他、資産グループに減損が生じている可能性を示す事象が発生していると考えられる場合

#### (減損損失の認識及び測定)

減損の兆候があると識別された資産グループの有形固定資産について、資産グループの減損損失控除前の帳簿価額(以下、「帳簿価額」という。)と、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額(以下、「割引前キャッシュ・フロー」という。)を比較し、後者が前者を上回る場合には、減損損失は認識されません。前者が後者を上回る場合には、資産グループの有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、原則としてそれぞれの資産グループにおける将来見込みや中期計画は、将来の市場及び経済全体の成長率、現在及び見込まれる経済状況を考慮しておりますが、その性質上、経営者による判断を伴うものであり、一定の仮定に基づいて算定されています。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	30,786,491千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	11,498,731千円
関係会社に対する長期金銭債権	831,269千円
関係会社に対する短期金銭債務	3,158,363千円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

(1) 営業取引高	
製品・商品売上高及び設備賃貸収入	32,272,055千円
仕入高及び支払運賃	11,178,650千円
(2) 営業取引以外の取引高	940,879千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	373,075株	139株	－株	373,214株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	22,254千円
減損損失	118,721千円
長期未払金	36,565千円
賞与引当金	168,300千円
投資有価証券評価損	178,435千円
未払事業税及び事業所税	39,973千円
その他	388,666千円
繰延税金資産小計	952,917千円
評価性引当額	△443,939千円
繰延税金資産合計	508,977千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,619,098千円
固定資産圧縮積立金	30,600千円
固定資産買換積立金	19,601千円
繰延税金負債合計	1,669,299千円
繰延税金負債の純額	1,160,321千円



## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	宇野酸素株式会社	福井県 越前市	50,000	各種高圧 ガスの販売	直接 100.0%	兼任 3 当社従業員4	当社商品 の販売及 び設備の 賃貸等	各種高圧 ガスの販売	6,721,872	売掛金	844,828
								設備の賃貸	1,049,316	受取手形	440,994
								経営指導	120,000	未収入金	115,926
子会社	高圧昭和 ボンベ株 式会社	大阪市 北区	90,000	高圧ガス 容器の 製造販売	直接 100.0%	兼任 2 当社従業員4	当社商品 の製造及 び設備の 賃貸	原材料の 販売	1,520,660	売掛金	159,408
								設備の賃貸	379,356	受取手形	3,409
								容器の仕入	2,424,042	未収入金	46,409
										買掛金	198,738
子会社	K G K サ ービス株 式会社	東京都 江東区	39,000	各種高圧 ガスの販売	直接 100.0%	兼任 4 当社従業員5	当社商品 の販売	各種高圧 ガスの販売	3,645,567	売掛金	1,314,613
子会社	スズカフ ァイン株 式会社	三重県 四日市市	412,340	塗料の 製造販売	直接 100.0%	兼任 4 当社従業員1	原材料の 供給	原材料の 販売	4,367,062	売掛金	2,246,662
								塗料の仕入	498,871	買掛金	32,475
子会社	Koatsu Gas kogyo Vietnam Co.,Ltd.	ドンナイ 省 (ベトナム)	1,153,345	接着剤及び 塗料用樹脂 の製造販売	直接 100.0%	兼任 3 当社従業員3	原材料の 供給及び 資金の貸 付	原材料の 販売	54,192	売掛金	36,663
								資金の貸付	-	長期貸付 金	775,040
								利息の受取	13,088	-	-
子会社	ウエルテ ックダイ サン株式 会社	大阪市 北区	50,000	溶接機器の 販売	直接 90.0%	兼任 4 当社従業員4	当社商品 の販売	溶接機器の 販売	2,560,744	売掛金	458,654
								溶接機器の 仕入	1,106,103	受取手形	462,805
										買掛金	114,667
子会社	株式会社 スミコエ アー	東京都 千代田区	10,000	各種高圧 ガスの販売	直接 85.0%	兼任 3 当社従業員3	当社商品 の販売	各種高圧 ガスの販売	2,220,686	売掛金	1,046,063
子会社	スズカ ケミー株 式会社	千葉県 佐倉市	200,000	塗料の 製造販売	直接 60.0% 間接 40.0%	兼任 2 当社従業員1	原材料の 供給	原材料の 販売	1,280,531	売掛金	118,509
								塗料の仕入	1,589,284	買掛金	155,993
										支払手形	94,483

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- ① 溶接機器の販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し毎期交渉のうえ、決定しています。
- ② 溶接機器の仕入については、ウエルテックダイサン株式会社から提示された販売価格に基づき、通常行なわれている市場価格を勘案のうえ、決定しています。

- ③ 原材料の販売については、原則として当社の仕入原価により算定した価格に基づき、毎期交渉のうえ、決定しています。
- ④ 各種高圧ガスの販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し毎期交渉のうえ、決定しています。
- ⑤ 容器の仕入については、市場価格から算定した価格ならびに高圧昭和ボンベ株式会社から提示された販売価格を検討のうえ、決定しています。
- ⑥ 設備の賃貸については、契約により近隣の取引実勢を勘案して決定しています。
- ⑦ 塗料の仕入については、スズカファイン株式会社及びスズカケミー株式会社から提示された販売価格に基づき、市場価格を勘案のうえ、決定しています。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産 941円69銭
- 2. 1株当たり当期純利益 48円83銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	2,695,763千円
普通株式に係る当期純利益	2,695,763千円
普通株式の期中平均株式数	55,204,367株

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

高圧ガス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野出唯知 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高圧ガス工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高圧ガス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

高圧ガス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野出唯知 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高圧ガス工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月13日

高圧ガス工業株式会社 監査役会

常勤監査役	松井良祐	Ⓔ
監査役	狩野仁	Ⓔ
監査役	山崎勇	Ⓔ
監査役	長島広明	Ⓔ

(注) 監査役狩野仁、監査役山崎勇及び監査役長島広明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 株主総会 会場ご案内図

会場を前年会場から変更しております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。

**会場** 梅田センタービル31階  
ホワイトホール

**住所** 大阪市北区中崎西二丁目4番12号

**電話** 06-7711-2570

## 交通のご案内

JR「大阪駅」 徒歩約10分

阪急「大阪梅田駅」 徒歩約6分

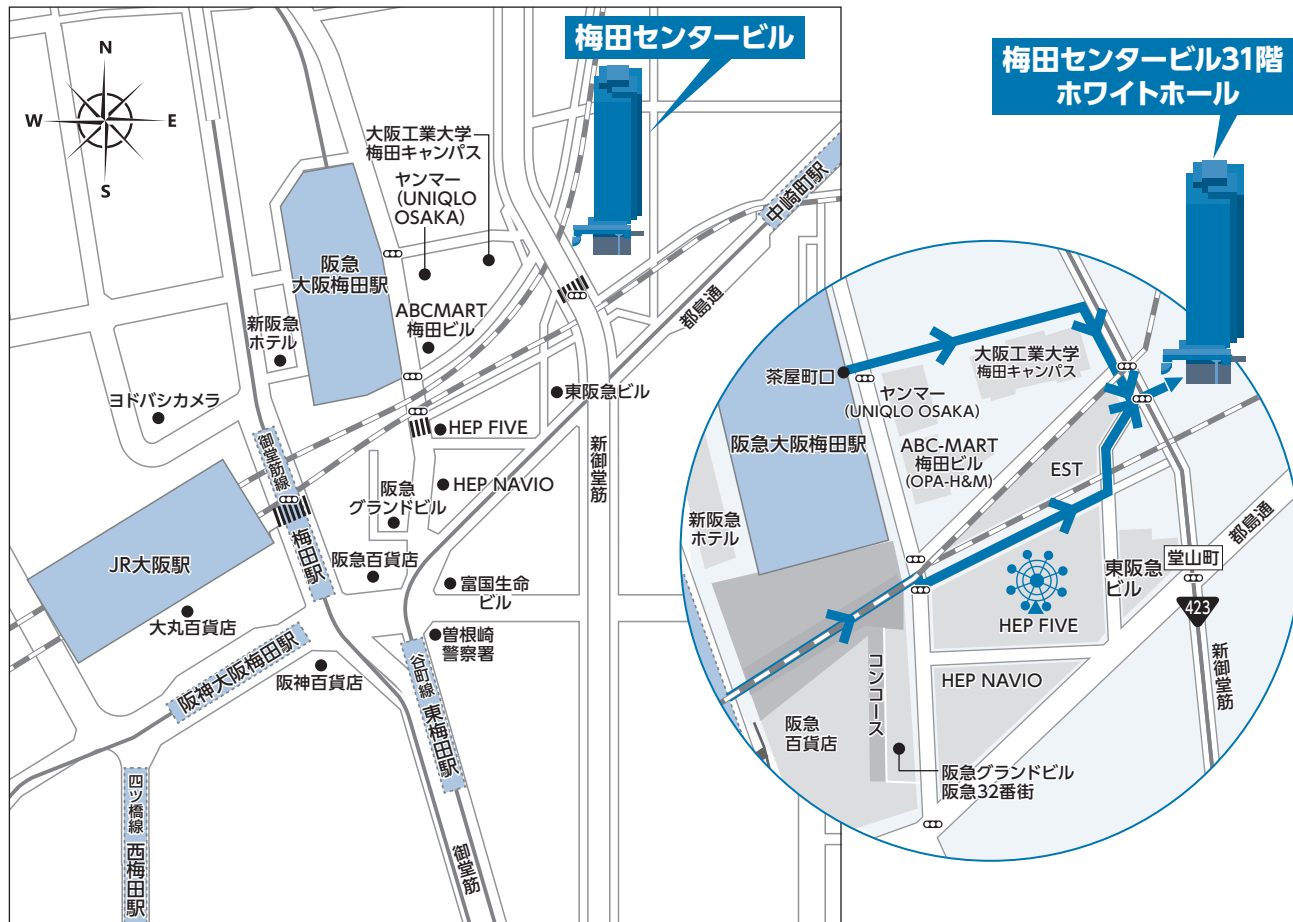
阪神「大阪梅田駅」 徒歩約9分

地下鉄御堂筋線「梅田駅」 徒歩約7分

地下鉄谷町線「東梅田駅」 徒歩約7分

地下鉄谷町線「中崎町駅」 徒歩約5分

地下鉄四ツ橋線「西梅田駅」 徒歩約9分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。